

淡路島産食材ネットワーク構築支援事業実施要領

第1 趣 旨

この要領は、京阪神や首都圏、海外などの大消費地の食品関連事業者をターゲットにした、淡路島産の農畜水産物及びその加工品のプロモーション、商談活動等に対して行う助成について必要な事項を定める。

第2 助成対象となる活動

食のブランド「淡路島」推進協議会構成員（以下、「構成員」という。）が行う、次の要件を満たす活動であること。

- (1) 食品関連事業者をターゲットにしたプロモーション、商談活動等であること
- (2) 「御食国淡路島」を広く周知する活動であること

第3 助成対象

食のブランド「淡路島」協議会会長（以下、「会長」という。）は、構成員が要領第2に定める事業を実施するために必要な、次に掲げる経費に対して助成する。

- (1) 淡路島産農畜水産物のプロモーション活動に係る経費
- (2) 淡路島産農畜水産物の販売促進資材の作成等に係る経費
- (3) 淡路島産農畜水産物の商談活動に係る経費
- (4) 事業の広告宣伝等に係る経費

第4 助成額

会長は、第3の1に定める活動に要する経費について、1構成員につき200千円を限度に定額で行うこととし、予算の範囲内において助成するものとする。

また、事業効果を高めるため、複数の会員が共同で活動する場合は、会員数に応じて、予算の範囲内において助成する。

第5 助成の申請

- 1 助成を受けようとする構成員は、承認申請書（様式第1号）を作成し、会長に提出するものとする。
- 2 会長は、1の活動計画を審査し、適当と認められる場合はこれを承認する。
- 3 構成員は、次に掲げる変更を行う場合は、1及び2に準じて、あらかじめ会長の承認を受けるものとする。
 - (1) 構成員の変更
 - (2) 活動内容の変更
 - (3) 活動経費の30%を越える増減

第6 実績報告

- 1 構成員は、実績報告書（様式第2号）を作成し、活動終了後1か月又は事業年度最終日のいずれか早い日までに会長へ報告するものとする。
- 2 特に報告を要する場合には、別途通知する。

第7 その他

- 1 この要領に定めるもののほか、必要となる事項は、会長が別に定める。
- 2 第2の1に定める取組について、会長が食のブランド「淡路島」推進協議会賛助会員に実施を依頼する場合は、構成員を賛助会員と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和4年4月13日から施行する。